

開催年月日	平成23年12月5日（月）		
質問者	自民党・道民会議	船橋	利実 委員
答弁者	保健福祉部長	白川	賢一
	医療政策局長	田中	宏之
	健康安全局長	遠藤	憲治
	健康安全局参事	石本	みずえ
	健康安全局医療参事	山口	亮

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 北海道がん対策推進条例等について</p> <p>北海道におけますがん対策は、平成13年すこやか北海道21、平成16年すこやか北海道21たばこ対策推進計画以降、国が平成19年がん対策基本法を施行し、がん対策基本計画を策定したことを踏まえ、平成20年3月すこやか北海道21改訂及び北海道がん対策推進計画を策定し、取り組みとして進めてこられました。</p> <p>また、現在、がん対策推進条例の制定に向けて検討が進められておりますが、条例の内容についてどのようなものとしていくべきなのか、条例に基づく各種施策の展開を図る上で基本となる推進計画をどう考えていくべきなのかは、とても大切なことでもあります。これまでの成果を踏まえながら以下伺って参ります。</p> <p>（一）すこやか北海道21の成果について</p> <p>まず、すこやか北海道21の成果についてであります。すこやか北海道21健康増進計画と、その個別計画であるたばこ推進計画は、計画期間が平成22年度までとされていましたが、平成20年に国の医療計画などに期間を合わせるため、終期を平成22年度から平成24年度に延期しております。</p> <p>この、すこやか北海道21の成果については、今後、どのような検証を行った上で改訂がなされていくのか伺います。</p> <p>（二）たばこ対策推進計画について</p> <p>次に、特に、たばこ対策推進計画につきまして、受働喫煙を防ぐため、分煙化は相当進んでおりますけれども、喫煙率低下と肺がん等の予防等などの程度の効果をあげたのかお尋ねいたします。</p> <p>また、この計画の見直しに向けてどのような検討を進めているのか、これまでの成果と、がん対策推進条例との整合性をどう図っていく考えであるのか伺います。</p>	<p>【健康安全局参事】</p> <p>すこやか北海道21の検証についてでございますが、すこやか北海道21は、健康増進法に基づく北海道健康増進計画であり、平成13年度から平成24年度までを計画期間として、栄養、運動、たばこなどの7領域における生活習慣の改善と糖尿病、循環器疾患、がんの3領域における生活習慣病の予防に向け、77の数値指標を設定し、また、すこやか北海道21のたばこ領域の個別計画である北海道たばこ対策推進計画では、成人の喫煙率の低下などを目標としており、これらを基に、施策の推進に努めてきたところでございます。</p> <p>道といたしましては、これらの計画の目標達成状況や成果等の評価について、計画策定時の設定指標値と今年度実施している「道民健康づくり調査」などの結果を比較いたしますとともに、道や市町村等の健康づくりの取組状況の検証・評価を行い、学識経験者などで構成いたします道民健康づくり推進委員会等でご議論いただき、次期計画に反映してまいりたいと考えております。</p> <p>【健康安全局参事】</p> <p>たばこ対策推進計画の効果等についてでございますが、道におきましては、この計画に基づき、喫煙の健康への影響についての普及啓発や、禁煙や適切な分煙による受働喫煙の防止などに取り組んできたところでございますが、分煙等については、昨年の調査によりますと、市町村の庁舎や公民館などにおいて90.7%実施されるなど、一定程度の広がりがみられますが、喫煙率は、この3年で31.5%から24.8%と低下しているものの、全国平均を上回っていること、肺がんによる死亡率は近年高い割合で推移し</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(三) 北海道がん対策推進計画の見直しについて 次に、現在推進中の北海道がん対策推進計画について伺いますが、この計画は、平成20年度から24年度までの5年間とされておりまして、今年度は4年目となります。 当初、国の計画を踏まえて策定された計画であることからいたしますと、今後の見直しは、国の次期改訂と道のがん対策推進条例の両面を合わせ持つ性格になると考えますが、見解を伺います。</p> <p>(四) 北海道がん対策推進計画の進捗状況等について 現行の推進計画は、重点的に取り組むべき課題を放射線療法及び化学療法の推進、並びにこれらを専門的に行う医師等の育成、治療の初期段階からの緩和ケアの実施、がん登録の推進の3項目とし、これに、がんによる死亡者の減少等の全体目標と分野別施策、及びその成果や達成度を計るための個別目標、これらを推進するために必要な事項により成り立っております。 あらためて内容を見ますと、推進計画内の目標も設定されているものもありまして、当時の状況からして充実したものであると評価はできます。 しかし、これまでの議会議論で明らかになっておりますように、施策目標が示されているものの中には、ほとんど達成されていない現況にあります。 何故、50を超える施策があるにも関わらず、毎年度ごとの全ての進捗状況というものが明らかにされてこなかったのか、私は明らかにすべきと考えますが見解を伺います。</p> <p>(五) 北海道がん対策推進計画の達成に向けての取組について 次に、施策目標が示されているものは、あと1年を残して、この時期でいえば7～8割は達成されていないのではないかと思います、現状を明らかにしていただきたいと思っております。</p>	<p>ていることなどから、依然として改善すべき課題があるものと考えているところでございます。 こうした状況を踏まえ、道といたしましては、次期計画の策定に向けては、現計画の取組の成果の検証や道内・他県の取組実態や課題を調査いたしますとともに、条例制定を機に一層のたばこ対策の推進を図る観点から条例素案においても、「事業者の役割」や「予防の推進」の項目で、喫煙の健康への影響や受動喫煙の防止などについて規定しているところであり、こうした条例と計画をもって効果的なたばこ対策の推進に努めて参りたいと考えております。</p> <p>【健康安全局長】 次期がん対策推進計画についてでございますが、都道府県は、がん対策基本法におきまして、国の計画を基本とするとともに、当該地域のがん医療の状況等を踏まえ、がん対策の推進に関する計画を策定し、少なくとも5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するよう努めることとされているところでございます。 このため、道の次期計画におきましては、その骨格は国の次期計画を基本にしつつ、今後策定する条例の趣旨ですとか、本道特有の課題などを踏まえた具体的な取組を盛り込むこととしておりまして、今後は、こうした条例と計画をもって、総合的、効果的ながん対策の推進を図って参りたいと考えております。</p> <p>【健康安全局参事】 計画の進捗状況の公表についてでございますが、道では、国の通知に基づき、計画に掲げる全体目標の達成に向けて、道をはじめ関係機関等が実施する施策のうち特に道が主体となって取り組むことが不可欠な「がん医療」、「たばこ対策」及び「がん検診」の3分野について、アクションプランとして「計画を推進するための主な取組」を平成22年3月に取りまとめ、以後、それに基づく進捗状況を毎年度公表しているところでございます。 なお、計画の7つの分野別施策のうち、「がん登録」や「がん研究」など、進捗状況の取りまとめを行っていない施策につきましても、今後、直近の状況を調査し評価を行い公表して参りたいと考えております。</p> <p>【健康安全局参事】 個別目標の取組状況についてでございますが、計画における23の個別目標のうち目標を数値化しているものは9項目で、現在調査中の3項目を除きますと、直近の状況で既に目標を達成しているのは、地域がん診療連携拠点病院や相談支援センターの整</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>また、今後の達成に向けての取り組みも併せて伺います。</p> <p>今ほど、個別目標の取組状況として達成したものの、未達成なもの、お答えがありましたけれども、見解が少し違うのはですね、例えば、地域がん診療連携拠点病院、あるいはその中にある相談支援センターにつきましては、本来は二次医療圏ごとにこれを整備をすると、道内は21カ所というのがこれが本来の目標でありますけれども、空白の地域があって、数としては21になっているということでありますから、必ずしもですね、正しく目標を達成しているかどうかという私は評価としては違うのではないかなというふうに思っております。</p> <p>(六) 北海道がん対策推進協議会について 北海道がん対策推進協議会は、がん対策の進捗状況を適宜把握するよう努めるとともに、施策の推進に資するよう必要な提言を行うとされておりますけれども、これまでの状況について伺います。</p> <p>(七) がん検診について がん検診についてお尋ねいたしますが、受診率を向上させていくためには、例えば費用的なものをご負担を軽くするとかですね、あるいは休日でも受けられるような体制が望まれている訳ですが、現在行われているがん検診の状況と、受診を希望される道民の皆様方の意見については、どのように把握をされているか伺います。</p>	<p>備数など3項目、未達成となっているのは、喫煙率や検診受診率などの3項目となっております。</p> <p>また、数値化していない14の目標のうち、計画見直しの際に評価を行う2項目を除き、拠点病院での5大がんの地域連携クリティカルパスの整備や保健所でのたばこの相談窓口の設置など9項目で目標を達成しておりますが、二次医療圏に緩和ケアチームを設置する医療機関を1か所以上整備することや未成年者の喫煙をなくすることなどの3項目が未達成となっております。</p> <p>道といたしましては、来年度末までの現計画期間中に少しでも多くの目標が達成できるよう、今後とも、がんの予防・早期発見についての普及啓発や、緩和ケア・在宅医療の充実など計画に基づく施策の着実な推進に取り組んで参りたいと考えております。</p> <p>【健康安全局医療参事】 北海道がん対策推進協議会についてでございますが本道におけるがん対策を総合的に展開するにあたり、関係者からの提言をがん対策に反映させるため、北海道医師会、拠点病院の医師、がん患者やご家族、患者団体などが構成委員となり、平成20年8月に設置したものでございます。</p> <p>同協議会は、これまで3年あまりの間に6回開催し、毎年度のがん対策推進計画に関する進捗状況の評価とともに、緩和ケア・在宅医療に関し、拠点病院未整備圏域における緩和ケア研修会の開催、「緩和ケアの手引き」の作成と全てのがん患者への配付、モデル地域における集中的な取組とその情報発信といった提言を頂いているところでございます。</p> <p>【健康安全局参事】 がん検診の状況についてでございますが、市町村が実施するがん検診については、受診者が直接医療機関等へ出向いて受診する個別検診のほか、公民館や保健センターなど身近な施設で受診する集団検診があり、これらの実施状況については、道として、毎年度、市町村に照会し、日時、場所、個別・集団の別、検診種別などを調査の上、道のホームページで公開し、道民へ情報提供を行っているところでございます。</p> <p>また、受診を希望する方の意見につきましては、今年度実施いたしました道民意識調査によります</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(八) 放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成について</p> <p>がんに関する主な治療法と知識を持った医師に加え、がん治療全般を理解しつつ、最適な手術を提供しうる知識と技術を有する医師を養成するとありますが、医育大学が行う「がんプロフェッショナル養成プラン」の推進、放射線腫瘍学や腫瘍内科学など、がん診療に関する教育を専門的に行う教育の設置は、どのような状況になっているのか伺います。</p> <p>養成状況としては、必ずしも多いという状況ではないということは分かりました。</p> <p>(九) 緩和ケアについて</p> <p>緩和ケアに関する施策として、専門的な緩和を提供できる外来設置や、すべて二次医療圏に1か所以上整備するとした緩和ケアチームまで7つの取組むべき施策がありますがどのような状況であるのか伺います。</p> <p>(十) 緩和ケアの実態に関するアンケート調査について</p> <p>緩和ケアの実態に関するアンケート調査について</p>	<p>と、速報値ではありますが、「検診を無料化すること」が約65%、「本人の自覚を促すこと」と「身近なところで受診できるようにすること」が50%程度となっております。</p> <p>道といたしましては、引き続き、こうした検診の実施状況の把握と道民への情報提供、さらには、道民の検診に関するニーズの把握に努め、誰もが受診しやすい検診の体制づくりに取り組んで参りたいと考えております。</p> <p>【健康安全局医療参事】</p> <p>がん診療の専門的な教育についてであります。道内の医育大学においては、外科、内科などの各分野において、関連するがん診療についての教育が行われているほか、放射線療法については、3大学とも放射線医学講座において、また、化学療法については、北海道大学では、腫瘍内科学講座において、札幌・旭川の両医科大学では、関連する内科学講座においてそれぞれ専門的な医師の教育が行われているところでございます。</p> <p>こうした一般的な教育課程のほか、3医育大学等が実施している「がんプロフェッショナル養成プラン」では、卒後臨床研修を終えた医師を対象として、がん医療の専門医を養成する大学院の教育課程を複数設け、平成20年度以降、毎年度、各大学において、がん薬物療法専門医については5名程度、放射線腫瘍医については2名程度を受け入れてきており、併せて、がん医療に関わる専門的な看護師、薬剤師、医学物理士、放射線治療品質管理士の育成にも取り組んでいるところでございます。</p> <p>【健康安全局医療参事】</p> <p>緩和ケアの取組状況についてでございますが、道では、がん診療連携拠点病院の整備を通じ、身体及び精神症状の緩和に携わる専門医や専従の看護師など複数の職種で構成する「緩和ケアチーム」の設置や「緩和ケア外来」の開設の推進のほか、地域における専門的な緩和ケアの医師の育成に取り組むなど緩和ケアの提供体制の充実を図ってきたところでございます。</p> <p>また、「緩和ケア病床」を有する医療機関は11施設あり、そのうち、1施設を除く10病院において、緩和ケア外来診療が行われているところでございます。</p> <p>また、計画に掲げた「全ての二次医療圏において、緩和ケアチームを設置する医療機関を1か所以上整備する」との個別目標の達成状況につきましては、現時点で、21圏域中10圏域に止まっているところでございます。</p> <p>【健康安全局長】</p> <p>緩和ケアの実態に関するアンケート調査についてでございますが、この調査は、緩和ケア病棟、がん</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>であります、道は、がん患者が望む緩和ケアや在宅での療養を進める上で、現状を把握をする必要がありますことから、今年3月「北海道の緩和ケアの実態に関するアンケート調査」を実施しておりますが、その内容と、今後の取り組みに向けた考え方を伺います。</p> <p><u>この緩和ケアに関することについては、まだまだ道としての取組としてはやっていくべき事柄が多いことになるわけでございますけれども、今ほどお答えをいただきましたが、さらに北海道全体としてどう考えていくかということについては、これは知事にもお尋ねして参りたいとこう思っておりますので、委員長におかれましてはよろしくご配慮の程をお願いいたします。</u></p> <p>（十一）在宅医療について</p> <p>次に在宅医療ということでお尋ねいたしますが、在宅医療に関する、推進計画における現状認識は、平成17年の本道における在宅等でのがんによる死亡の割合は2.1%であり、全国平均の6.4%を下回っていること、医療保険等による在宅サービスを実施している医療機関は、人口10万人当たりでは、病院が7.1施設、診療所が17.8施設となっており、全国平均では、病院4.6施設、診療所27.1施設と診療所が全国平均を下回っていること、在宅療養を支援する訪問看護ステーションが61町村で設置されていないこと、麻薬免許を有する薬局は、平成19年1月時点で1,521施設となどとなっておりますが、取り組むべき施策の実施により、どのような成果が上がったのか伺います。</p> <p>また、在宅でのがんによる死亡の割合は、どの程度全国平均に近づいているのか伺います。</p> <p><u>在宅医療に関しまして、今ほど訪問看護に関して3回実施して101名の受講があったということありますけれども、数としてはいわゆる要望に対してはこれを賄うだけの人員としては到底確保されているとはいえない状況にあるわけでありまして、また診療所が増加したとはいいいながらも、それが全て二次医療圏で必要なだけの診療所が確保されているかということ、それも必ずしもそうではないという実態におかれているわけでありまして、全国並みの率</u></p>	<p>診療連携拠点病院、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーションを対象といたしまして、過去1年間の診療実績のほか、緩和ケアの提供状況などについて実施したところでございます。</p> <p>調査の結果から、多くの施設で「こころの問題の専門知識や援助が容易に受けられない」、「療養の場所の選択が困難である」、「患者や家族の関係から在宅での療養が困難である」、といった問題が明らかとなったところでございます。</p> <p>道といたしましては、今回の調査結果のほか、本年10月、がん対策推進協議会からいただいた緩和ケア・在宅医療の充実に向けた提言も踏まえ、今後とも、関係機関との一層の連携を図り、専門的な治療を終えた後の療養生活の場を患者・家族の意向に沿って選択できるよう地域における緩和ケア・在宅医療の提供体制の整備や緩和ケアに対する道民の理解の促進に取り組んで参りたいと考えております。</p> <p>【健康安全局参事】</p> <p>在宅医療に関する取組などについてでございますが、道では、これまで、在宅医療の充実を図るため、関係する職種の質の向上のための講習会を開催しており、訪問看護につきましては、平成20年度以降、3回で計101名の受講があり、訪問看護職員の質の向上を図っているところでございます。</p> <p>また、薬局につきましては、医療用麻薬の適正使用を推進するための講習会を開催し、2回で計222名の受講があり、麻薬免許を有する薬局は、平成23年12月現在では1,736か所と、計画策定時に比べ215か所増加しているところでございます。</p> <p>在宅等でのがんによる死亡の割合につきましては、在宅での看取りを行う在宅療養支援診療所の増加などもあり、直近の平成22年を5年前と比べますと、北海道では、2.1%から3.8%に、全国では、6.4%から9.2%に、それぞれ上昇しておりますが、依然として、全国で最低となっているところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>に上げていくためには、更なる取組というものが必要だろうということからいたしますと、この件についても知事に考え方を伺ってみたいと思いますので、よろしくご配慮をお願いいたします。</p> <p>(十二) がんの告知について</p> <p>1 告知における配慮について</p> <p>次に、がんの告知についてお尋ねをいたしますが、推進計画におきましては、がんの告知については、がん患者や家族に対する特段の配慮が必要であることから、医師側のコミュニケーション技術の向上に努めるとありますが、どのような取り組みがなされているのか伺います。</p> <p>2 条例上の位置づけについて</p> <p>告知という行為につきましてはですね、する側とされる側が存在するわけでありますが、どのような場合に、どのような内容や情報を伝えるかは、する側、いわゆる医師側の裁量というものが大きいように思います。</p> <p>しかし、今研修等を行っているというご答弁がありましたけれども、医師側が告知する際の標準的な判断基準や方法については、どんな取り決めがされているか患者側は知らないというのがこれが実態ではないでしょうか。</p> <p>私の知る限り、患者側には、突然がんであることを告知をされている事例が多く、今ほどお答えにありましたように、患者側にとって、あるいはその家族にとって精神的、肉体的負担というものが極めて大きく、告知をされた瞬間に絶望の淵に立たされてしまうということもあるわけであります。</p> <p>そこで伺いますが、医師側には、患者に対して、どのような状況の時にがんの告知というものをするのか、その判断の目安や方法、配慮をしていることなどについて実態を聞いてみるべきではないでしょうか。</p> <p>また、告知をされた経験を持つ患者や家族側に、告知をされた時に、どのような印象を持たれたのか、事前に告知に対して、どのような知識や考え方を持っていたのか、そしてそのことが、実際に告知をされたときにどのように活かされたのかということについて、また、一般道民に関しましては、がんの告知ということについてどのような認識や考えを持っているのか、これらを把握をすることで、医師側などとのコミュニケーション技術の向上や道民が</p>	<p>【健康安全局医療参事】</p> <p>がんの告知についてでございますが、がん医療の進歩に伴い、治療の選択肢が広がる中、患者が納得した治療を受けるためには、病気や治療法について医師から説明を受けることが必要な一方、医師からの告知は、患者に対して大きなストレスをもたらす、時には、眠れない、仕事が手に付かないなどの適応障害やうつ状態が生じることもあるところでございます。</p> <p>このため、拠点病院等が実施する緩和ケア研修会では、精神的な苦痛を和らげる専門的なコミュニケーション技術を必須カリキュラムの一つとして盛り込み、診断結果や病状などを患者に伝える際の技術を講義とロールプレイで行うこととしており、がん診療に携わる医師が、こうした研修を受けることを通じ、患者に過度の精神的・心理的負担がかからないかたちで告知が行われるよう努めてきているところでございます。</p> <p>【保健福祉部長】</p> <p>条例等における告知の位置づけについてでございますが、がんの告知につきましては、重要な医療行為であり、告知後の患者の精神的な反応を理解し、「如何に事実を伝え、どのように患者に対応し援助していくか」という告知の質を高めることが重要であります。一方では、患者や家族においても、がんに関する正しい知識を得ることや緩和ケアに対する理解を深めることなども必要なことと認識をいたしているところでございます。</p> <p>このため、委員ご指摘のとおり、告知に関わる医師、患者や家族の考え方などを把握することは医療の充実や患者支援の観点からも重要なことと考えておりまして、今後、医師会や患者団体などから、告知のあり方などに関しましてご意見を伺うほか、患者ご家族についても実態調査や意識調査を行うなどして、告知に関する実態などを来年度把握をして参りたいというふうに考えてございます。</p> <p>また、道といたしましては、関係機関等からのご意見などを踏まえ、次年度において新たに策定する計画に告知に関する必要な取組を盛り込むよう検討して参りたいというふうに考えてございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>がんと向き合える環境づくりに活かして行くべきと考えますが、がん告知に関する実態調査について見解を伺います。</p> <p>また、条例や推進計画に、この告知ということについて適切に取り上げて行くべきであると考えますが、見解を伺います。</p> <p>今の部長の方から告知に関することについて、実態把握をするための調査を行うというご答弁をいただいたわけでありますけれども、このことはとても大切なことであると思いますので、是非いい方法をいろんな観点からご検討頂いた中で行って頂きたいというふうに申し上げておきます。</p> <p>(十三) 医療機関の整備について</p> <p>1 がん医療水準の均てん化について</p> <p>がん医療水準の均てん化を図るため、国が定めた「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」により、第二次医療圏ごとに、地域がん診療連携拠点病院の整備を進め、都道府県がん診療連携拠点病院の整備を検討するとし、これまで9つの二次医療圏に21の地域がん診療連携拠点病院を指定し、都道府県がん診療連携拠点病院として、国立がんセンターを指定しておりますが、残る12の圏域については、未指定の状況でございます。</p> <p>未指定の圏域では、当面の間、要件を満たす医療機関はないとされており、近隣の地域がん診療連携拠点病院がカバーするとしておりますが、地域がん診療連携病院と連携できる医療機関などは、未指定の二次医療圏では、どの程度あるのか、又、全くない二次医療圏はどの程度あり、どのように対応するのか伺います。</p> <p>(再) 中核病院の位置付けについて</p> <p>今ほどの答弁を聞いていて不思議に思うのですが、がんの条例を作っていこうあるいは、すでに今がん対策推進計画というものがありながら、実際に医療現場、がん患者の皆さん方の動向がどうなっているのかいろんなケースがあるからわからないということを行っているに等しいお答えではないかと私は感じました。</p> <p>二次医療圏の中には、拠点病院の機能を担えるような医療機関もない地域もあります。ないところについては、拠点病院と連携できる医療機関これを支援していくような体制を整備していきたい。しかし、拠点病院と連携をする病院はどのような位置付けになっていくのか、今の段階において全く不明、しかし、必要なことであります。そしてまた、拠点病院と連携していく病院が全くないところ、これをどうしていくのかということについても今ほどの答弁では理解ができるものではありませんでしたので、再度おたずねいたします。</p> <p>本道の医療の偏在という状況、あるいは本道の広域性ということを見ると、とてもがん治療の中で道民の皆様にとって必要な医療をどう提供するか体</p>	<p>【健康安全局参事】</p> <p>拠点病院未整備圏域における診療連携についてでございますが、がんの診療連携のあり方は、がんの種類や進行度、治療方法のほか、患者の様態、希望する療養場所などにより様々であり、連携可能な医療機関の数をお示しするのは困難でございますが、各拠点病院では、初期の治療後の化学療法の実施、治療後の定期的な検査、がん以外の病気の治療などについて、全ての拠点病院未整備圏域において、地域の医療機関等と様々な診療連携が行われているところでございます。</p> <p>また、各拠点病院においては、胃がん、肺がん、肝がん、大腸がん、乳がんのそれぞれにつきまして、来年度以降、地域連携クリティカルパスの本格的な運用が始まりますことから、今後、一層の診療連携が進められるものと考えております。</p> <p>【健康安全局長】</p> <p>地域の中核病院の位置付けるなどについてでございますが、国が定めた拠点病院の指定を満たすことができず、整備が困難な空白の第二次医療圏につきましては、近隣の拠点病院が地域の中核的な医療機関と連携し、三次医療圏を単位とした患者の受け入れですとか、相談対応、さらには、医師の育成やIT活用による診断・治療の支援などにより、当該未整備圏域をカバーする仕組みを構築しているところでございます。</p> <p>一部の都府県におきましては、がん診療連携拠点病院に準ずる病院として設けているところもあると承知しているところでございますが、こうした制度についても検討して参りたいと考えております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><u>制をつくることがとても大切なことではありますが、今ほどの考えでは、私はまだ十分ではないと思っておりますので、このことについても知事にお尋ねしていきたいと思っておりますので、お取り計らいをお願いします。</u></p> <p>2 相談支援センターについて すべての拠点病院には、相談支援センターを設置しておりますが、拠点病院もない地域では、具体的にどの様な相談対応となっているのかお伺いします。</p> <p><u>このことにつきましても、拠点病院がある二次医療圏の中でも実は十分にその存在が認知されていないとか、相談体制が必ずしも十分ではないという課題があるというところがございますから、この取り扱いについてもどうするかということについても知事にもおたずねしておきたいと思っておりますので、よろしくお取り計らいをお願いします。</u></p> <p>3 がん先進医療について 道内の医育大学を含む医療機関の先進医療への対応状況をみますと、先進医療技術の承認を国から受けている医療機関は、本年9月時点で10機関にすぎず、50以上ある先進医療技術のうち、4件の承認を受けている北大病院が、道内では件数では一番多いという現状です。 これは、他の都府県と比較するとどのような状況となっているのか、北大では、現在、陽子線治療の施設を整備中と聞きますが、先進医療への取り組みと、この分野を条例や推進計画には、どの様に位置づける考えてあるのか伺います。</p> <p>(十四) 札幌医科大学等の研究費について 1 がんに関する研究支援について 人間は、何故がんに罹るのか、その要因を突き止め、分析することは、予防策や治療法の確立に有用なことであります。 そのためには、医育大学等における研究が重要と考えます。 そこで、札幌医科大学の研究費の推移を見ると、</p>	<p>【健康安全局参事】 拠点病院未整備圏域における相談対応についてでございますが、拠点病院の相談支援センターでは、電話やファックス、あるいは面談などにより、隣接する拠点病院未整備圏域も含めた患者・家族からのがんに関する様々な不安や悩みの相談に対応しているところでございます。 また、療養中に活用できる各種支援制度についての情報提供や転院・退院の際の様々な支援なども行っており、そうした業務を担う中で、地域の中核的な医療機関やかかりつけ医をはじめ、在宅医療・介護サービスの機関等とも連携を深め、がん患者やそのご家族の相談支援を行っているところでございます。</p> <p>【保健福祉部長】 道内の先進的な医療の状況などについてでございますが、健康保険法に基づき厚生労働大臣が定める「評価療養」等、いわゆる先進医療につきましては、医療技術ごとに一定の施設基準を設定し、医療機関からの届出により保険診療との併用ができるとされたものでございます。 現在、全国では拠点病院を含め、130種類の医療技術につきまして、延べ1,242件が承認され、1都道府県平均は、26.4件で、本道は58件となっているところでございます。 こうした先進的な医療技術につきましては、条例において、「医療水準の向上及び均てん化」などの施策に位置付ける方向で検討しており、今後とも、道内のどこに住んでいても、近隣の拠点病院等におきまして、こうした高度で先進的ながん医療が提供されるよう努めて参りたいというふうに考えております。</p> <p>【健康安全局参事】 札幌医科大学におけるがんに関する研究などについてでございますが、札幌医科大学においては、毎年度800件を超える研究を行っており、がんに関する研究費の総額は現時点で把握しておりませんが、文部科学省や厚生労働省の科学研究費補助金に採択された昨年度のがんに関する研究の主なものを申し上げますと、</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>独法化前の平成18年度では、約10億8千万円程度でしたが、独法化後は、対平成18年比で、3割から5割増えています。</p> <p>これは、国や民間の資金分ですが、このうち、がんに関する研究は、どの程度行われているのか、実績を含め伺います。</p> <p>また、道独自には、札医大をはじめ他の研究機関に対し、どのような研究支援を行っているのかお聞かせください。</p> <p>2 条例、計画上の位置づけについて</p> <p>札医大のがんに関する研究費を現時点で把握していないということを答弁として聞いていて、ある意味驚きでありますけれども、先進的な予防や治療方法を医育大学や医療機関が研究したり、導入することについて、条例あるいは推進計画ではどのように位置づけ等を行う考えかお聞かせください。</p> <p>答えとして聞いていると、なるほどなと思うのですが、<u>先進医療の扱いやがんに関する研究支援についての状況について聞く限りでは、今ほどの御答弁ではそれですとするということにはなかなかならないお答えでありましたので、この点についても</u><u>です知事にもお尋ねして参りたいと考えておりますので、よろしくご配慮をお願いいたします。</u></p> <p>(十五) 都道府県がん診療連携拠点病院について</p> <p>1 診療連携拠点病院が担う役割について</p> <p>都道府県がん診療連携拠点病院は、地域がん診療連携拠点病院の医師、薬剤師、看護師等に対する専門的な研修を実施し、情報提供、症例相談や診療支援医師の派遣などを行う役割を担っておりますが、それぞれの状況を伺います。</p>	<p>「ヒト癌幹細胞に対する分子免疫病理学的基盤研究」に1,140万円、「膵がん細胞を標的とした新しい抗がん療法の開発」に440万円、「高悪性度筋層非浸潤癌に対する経尿道的膀胱腫瘍切除後の治療方針の確立に関する研究」に1,300万円となっているところでございます。</p> <p>次に、道独自の研究開発支援についてでございますが、道においては、食や健康・医療などの分野における産学官が連携して取り組む、時代の要請を踏まえた研究開発に対し、科学技術の振興・発展に向けた先導的な役割を担うノーステック財団と一体となって、積極的な支援に取り組んでいるところでございます。</p> <p>こうした中で、札幌医科大学における「癌ワクチン療法最適化のための抗原ペプチド予測システムの開発」や「がん個別化医療に向けたがん幹細胞臨床診断技術の開発」、また、北海道薬科大学における「道産トリカブト由来新規アルカロイド誘導体の抗がん剤への応用」などががんの制圧を目的とする先進的な取り組みに対して支援を行っているところでございます。</p> <p>【健康安全局参事】</p> <p>がん研究の条例等への位置付けなどについてでございますが、現行計画では、分野別の施策の一つに「がん研究」を掲げ、治験及び臨床研究を行っている大学病院等は、情報の提供や公開を積極的に行うことにより、道民の理解を得られるよう努めることを規定しているところでございます。</p> <p>また、条例素案においては、「道は、研究機関、大学、医療機関等におけるがん対策の推進に寄与する研究が推進され、当該研究に関する情報の提供や公開が適切に行われるよう、努めるものとする」としていただいております。道としては、医育大学や研究機関において実施される先進的な治療法や臨床研究の成果などが、希望する患者の方々へ適切に提供されるよう努めて参りたいと考えております。</p> <p>【健康安全局参事】</p> <p>都道府県がん診療連携拠点病院等の役割についてでございますが、道における独自の取組として、拠点病院の指定を受けた3大学病院を放射線治療や化学療法などの高度ながん医療に関する研修及び拠点病院への診療支援を行う医師の派遣を実施する機関として「高度がん診療中核病院」と認定しており、医師の派遣に関して、診療科に派遣された平成22年度の実績では、北海道大学で、17病院へ、延べ672</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(再) 派遣された医師の数について 今ほど、高度がん診療中核病院として指定をされた3医育大学からの医師の派遣状況を実績としてお答えありましたけれど、これは別にがんの診療として行ったということではなくて、一般診療も含めて、通常の派遣に基づく診療要請で行っているという数も入っていると考えますが、現実はどうなのですか。</p> <p>2 国への要請について 次に国立がんセンターを拠点病院として指定しておりますけれども、実は施設が非常に老朽化して、また、用地の問題もありまして、非常に使い勝手が良い病院になっているのではないかと考えております。今後、道内の地域がん診療連携拠点病院への支援などを担うにふさわしい機能を備えていくためには、人材の確保、施設の整備を国に求めていくべきと考えますが見解を伺います。</p> <p>(十七) コンビニ受診の状況と対策について がん患者の急変時などを含めた緊急対応のための体制というものが、コンビニ受診によってその機能を阻害されてはならないと考えます。 依然として、道内ではコンビニ受診が減らないと聞きますが、その状況と対策について伺います。</p>	<p>名、旭川医科大学で、15病院へ、延べ198名、札幌医科大学で、13病院へ、延べ297名を派遣し、それぞれ内科、外科、麻酔科、放射線科など多岐にわたる診療支援が行われているところでございます。 都道府県がん診療連携拠点病院である北海道がんセンターにおきましては、高度がん診療中核病院としての大学病院との役割分担の下、薬剤師や看護師等を対象とした専門的な研修を行っており、平成22年11月から平成23年10月までの1年間で、計9回開催し、延べ126名が参加しているところでございます。また、拠点病院に対しての情報提供に関しましては、「北海道がん診療連携協議会」の場などを活用し、全国的ながん対策の動向などについて情報を提供するほか、各拠点病院が実施する研修や相談支援、がん登録の事業の実態や課題について、複数の部会でそれぞれ情報・意見交換を行っているところでございます。</p> <p>【健康安全局参事】 各診療科に派遣された医師の数についてでございますが、今申し上げた人数につきましては、がんに関わらず全ての診療科に派遣された病院の数、延べ人数となっております。</p> <p>【健康安全局長】 都道府県拠点病院としての機能についてでございますが、道では、都道府県拠点病院の整備に当たり、がん医療を専門とする病院としての実績があり、国立がん研究センターをはじめ道外とのがん診療情報ネットワークやがん登録の分野で優れた機能を有しております北海道がんセンターを推薦し、平成21年度から、都道府県拠点病院として国の指定を受けているところでございます。 同センターにつきましては、道として、拠点病院としての機能の充実を図り、今後とも、道内20の地域拠点病院のまとめ役として、本道におけるがん医療の質の向上と、がん診療連携体制の構築に向けて、その役割を担っていただきたいと考えておまして、委員ご指摘の点を踏まえ、病院側とも協議の上、必要に応じて国へ要請して参りたいと考えております。</p> <p>【医療政策局長】 軽症患者の時間外受診、いわゆるコンビニ受診の状況などについてでございますが、道では、昨年9月に、2次救急医療機関のうち、「病院群輪番制参加病院及び診療所」である128の医療機関を対象に、時間外受診の実態調査を実施したところであり、その結果、救急外来を受診した患者のうち、入院に至らなかった軽症患者は、全体の約75パーセントを占めており、二次医療圏別では、一番高い圏域は遠紋圏で93.6パーセント、一番低い圏域は留萌圏で56.5パーセントとなっていたところでござい</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(十八) 患者等の個別課題への相談体制について この相談体制というものは、私はオーダーメイド型であるべきではないかと思うのですが、条例や推進計画には、どのような位置づけをされるのか考えを伺います。</p> <p>(十九) 遠方の患者への支援について がん患者とその家族への支援として考えられるものは幅広くありますけれど、本道の広域性と医療事情からいたしますと、診療を受ける医療機関が遠方にあることも多く、そのため、時間や経済的負担等は重くなります。 こうした点を軽減するには、医療機関のある近隣に、一定期間滞在できる施設を市町村や医療機関等が整備する際に道として支援していくことも患者負担の軽減に効果があると考えますが、見解を伺います。</p>	<p>す。 コンビニ受診につきましては、医師の負担を増大させるとともに、真に緊急性を要する傷病者の対応に支障を来すことが考えられることから、道では、これまで、救急医療機関や救急車の適正な利用につきまして、保健所を通して講習会の開催やパンフレットの配布による啓発を行うほか、本年11月には、北海道医師会の協力によりまして、釧路市において、「北海道救急医療フォーラム」を開催し、一般住民の方々に普及啓発を行ったところでございます。</p> <p>時間外受診の必要性を判断することは難しい面もございますが、道としては、今後とも、様々な機会を通じて、道民の方々が、救急医療に対する正しい理解のもとに、医療機関を適切に利用していただけるよう、より一層の普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>【健康安全局長】 がん患者や家族が抱える問題は、患者本人の治療はもとより、退院後の療養の場所、治療費、あるいは仕事などの問題のほか、精神面の悩みなど、様々なものとなっているところでございます。 このため、拠点病院の相談支援センターにおきましては、看護師、医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士など、様々な職種の相談員を配置いたしまして、また、患者会等とも連携しながら、できるだけ個別の課題に配慮したきめ細やかな相談対応に当たっているところでございます。 道といたしましては、がん患者・家族のがんに対する様々な不安や疑問に適切に対応するための相談支援は重要なものと認識しておりまして、条例素案において、がん患者等に対する相談体制の充実や、がん患者等の経験を活かした支援活動等の推進に関して規定しているほか、次期計画におきましても、その具体的な取組について登載して参りたいと考えております。</p> <p>【健康安全局長】 遠方からの患者への支援についてでございますが、がんに限らず、重い疾患のためやむを得ず遠方で治療を受けざるを得ない場合には、患者や付き添う家族にとっては、身体的負担はもとより、経済的負担も大きく、一部の医療機関や保険会社などでは、患者等が治療の間利用できる滞在施設を設けていると承知しているところでございます。 こうした施設が広く整備されることは、患者等にとっては望ましいことではあると考えておりますが、ご指摘の点につきましては、患者の受療動向の把握に努めるとともに、患者やそのご家族からご意見を伺うなどしながら、公的施策としての公平性などを総合的に勘案し、患者支援のあり方全般の問題として、今後、研究して参りたいと考えております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(二十) がん対策に関する意見交換などについて 道は主体的に、がん患者、家族や患者団体等を含め、関係者間でがん対策に関する意見交換やタウンミーティング、保健所での「集いの場」を開催するとしていますが、その状況についてお聞かせください。 また、こうした、がん患者、家族や患者団体等が行う活動について、条例と推進計画ではどのような位置づけを行っていく考えか伺います。</p> <p><u>がん患者の支援ということで医療機関から遠方におられる患者さんへの支援の方法としての一時滞在の施設のお話とそれから今、意見をお伺いをする機会としての道としての取組についてもお尋ねいたしましたがこの点についても知事にお尋ねしたいと思っておりますので、委員長においては、よろしくお取り計らいをお願いします。</u></p> <p>(二十一) 条例制定に向けた決意について 最後に条例制定に向けた、保健福祉部長のお考えをお尋ねいたしますが、今後、条例を制定するに当たりましては、道民の理解と協力を得ることは大切なことでもあります。 そのためにも、現在のがん対策推進計画の達成に向けた取組と今後の予算の確保や条例の制定に合わせた道としての施策の展開というものが、とても重要になって参りますが、これらのことに関しまして部長の考えをお尋ねをいたします。</p>	<p>【健康安全局参事】 意見交換会などについてでございますが、道では、がん対策の効果的な推進を目的に、患者や家族、患者団体等を含め、地域でがんに関わりのある方々が一同に集まり、意見や情報交換の場として、保健所等の主催による「がんのタウンミーティング」を毎年度開催しており、計画初年度の平成20年度は、滝川市及び釧路市の2か所、平成21年度には、苫小牧市ほか4か所、平成22年度には、函館市ほか3か所でそれぞれ開催し、今年度も、奈井江町で実施したほか、2か所で開催を予定しているところでございます。 こうした患者・家族や患者団体等が関わる活動につきましては、この度のパブリックコメントや地域意見交換会におきましても支援を望む声がありましたことから、道としても、がん患者への支援のあり方の一つとして今後、検討して参りたいと考えております。</p> <p>【保健福祉部長】 条例制定に向けた決意についてでございますが、道では、これまで、「北海道がん対策推進計画」に基づき、がんの予防、早期発見、医療機能の充実などに向けまして、喫煙、食事・運動などの生活習慣の改善や、検診の促進、拠点病院の整備など、様々な施策を推進してきたところでございますが、がんの死亡率が高く、検診受診率が低いことや、喫煙率が高いこと、また、医療資源が都市部に偏在していることなど、様々な解決すべき課題があるところでございます。 こうした、本道の課題の解決のためには、道の姿勢を明確に示し、基本的な施策の方向性や柱立てなどをしっかり打ち立てるとともに、それに向けて、道だけではなく広く関係の方々力を結集して、本道や地域の実態に即した取組を一層展開していく必要があるものと認識をいたしているところでございます。 道といたしましては、こうした基本認識の下、今回条例を制定しようとするものであり、道が主導的役割を果たしつつ、市町村を含む行政、医療関係者、事業者、患者・ご家族を含む道民がそれぞれの役割分担の下、一体となりまして、がん対策に取り組む気運の醸成としっかりとした体制づくりを通じて、課題解決に加えまして主要な施策の実効ある展開や必要な予算の確保に努めるなど、誰もがどこに住んでいても安心して生活できるよう、がん対策の一層の推進に積極的に取り組んで参りたいと考えております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>ただいま、部長から条例及び推進計画等について直接所管をされる保健福祉部の最高責任者としての力強いお考えをお伺いをいたしました。</p> <p><u>このことについては、よもや知事が違う考え方とは思いませんけれども、知事に対しましても直接お尋ねして行きたい思っておりますので、委員長におかれましては、この点についても、よろしくお取り計らいをお願いいたしまして、私の質問を終わります。</u></p>	